

課 消 2 - 4
課 総 11 - 10
課 個 2 - 3
課 法 5 - 10
課 軽 2 - 1
課 審 8 - 11
官 企 2 - 79
徴 管 2 - 23
徴 徴 5 - 30
査 調 6 - 6
令和7年4月1日

各 国 税 局 長
沖 縄 国 税 事 務 所 長
各 税 関 長 殿
沖 縄 地 区 税 関 長

国 税 庁 長 官
(官 印 省 略)

消費税法基本通達の一部改正について（法令解釈通達）

消費税法基本通達（平成7年12月25日付課消2-25ほか4課共同「消費税法基本通達の制定について」（法令解釈通達）の別冊）を下記のとおり改正したから、これによらるたい。

（理由）

消費税法関係法令の一部が改正されたこと等に伴い、所要の整備を図るものである。

記

- 1 消費税法基本通達について、別紙1「消費税法基本通達新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げる部分のとおり改めることとし、令和7年4月1日から適用する。
- 2 消費税法基本通達について、別紙2「消費税法基本通達新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げる部分のとおり改めることとし、令和8年11月1日から適用する。

消費税法基本通達新旧対照表

(注) アンダーラインを付した箇所が改正した箇所である。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|--|
| <p>(登録番号の構成)</p> <p>1-7-2 適格請求書発行事業者登録簿（法第57条の2第4項《適格請求書発行事業者の登録等》に規定する「適格請求書発行事業者登録簿」をいう。以下1-7-3までにおいて同じ。）に記載する登録番号（同項に規定する「登録番号」をいう。以下同じ。）は、次の区分に応じ、それぞれ次によるものとする。</p> <p>(1) 法人番号を有する課税事業者 法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第16項《定義》に規定する「法人番号」をいう。）及びその前に付されたローマ字の大文字Tにより構成されるもの</p> <p>(2) （省略）</p> <p>(輸入外航機等の課税関係)</p> <p>5-6-6 船舶運航事業を営む者（海上運送法第2条第2項《船舶運航事業の意義》に規定する船舶運航事業を営む者をいう。）若しくは船舶貸渡業を営む者（同条第10項《船舶貸渡業の意義》に規定する船舶貸渡事業を営む者をいう。）又は航空運送事業を営む者（航空法第2条第18項《航空運送事業の意義》に規定する航空運送事業を営む者をいう。）が、専ら国内と国内以外の地域又は国内以外の地域間において行われる旅客若しくは貨物の輸送の用に供される船舶又は航空機を保税地域から引き取る場合には、輸徴法第13条第2項《免税等》の規定により、その引取りに係る消費税は免除されることに留意する。</p> | <p>(登録番号の構成)</p> <p>1-7-2 適格請求書発行事業者登録簿（法第57条の2第4項《適格請求書発行事業者の登録等》に規定する「適格請求書発行事業者登録簿」をいう。以下1-7-3までにおいて同じ。）に記載する登録番号（同項に規定する「登録番号」をいう。以下同じ。）は、次の区分に応じ、それぞれ次によるものとする。</p> <p>(1) 法人番号を有する課税事業者 法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項《定義》に規定する「法人番号」をいう。）及びその前に付されたローマ字の大文字Tにより構成されるもの</p> <p>(2) （同左）</p> <p>(輸入外航機等の課税関係)</p> <p>5-6-6 船舶運航事業を営む者（海上運送法第2条第2項《船舶運航事業の意義》に規定する船舶運航事業を営む者をいう。）若しくは船舶貸渡業を営む者（同条第7項《船舶貸渡業の意義》に規定する船舶貸渡事業を営む者をいう。）又は航空運送事業を営む者（航空法第2条第18項《航空運送事業の意義》に規定する航空運送事業を営む者をいう。）が、専ら国内と国内以外の地域又は国内以外の地域間において行われる旅客若しくは貨物の輸送の用に供される船舶又は航空機を保税地域から引き取る場合には、輸徴法第13条第2項《免税等》の規定により、その引取りに係る消費税は免除されることに留意する。</p> |

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|--|
| <p>(鉱業権等の範囲)</p> <p>5-7-4 令第6条第1項第4号《鉱業権等の所在地》に規定する「鉱業権」、「租鉱権」、「採石権」、<u>「試掘権」</u>又は「樹木採取権」とは、次のものをいう（外国におけるこれらの権利を含む。）。</p> <p>(1)～(3) (省略)</p> <p>(4) <u>試掘権 二酸化炭素の貯留事業に関する法律第2条第8項《定義》に規定する試掘権をいう。</u></p> <p>(5) 樹木採取権 国有林野の管理経営に関する法律第8条の5《樹木採取権の設定》に規定する樹木採取権をいう。</p> <p>(学校教育関係の非課税範囲)</p> <p>6-11-1 教育関係の非課税範囲は、次に掲げる役務の提供のうち授業料、入学金及び入園料、施設設備費、入学又は入園のための試験に係る検定料及び在学証明、成績証明その他学生、生徒、児童又は幼児の記録に係る証明に係る手数料及びこれに類する手数料を対価とするものであることに留意する。</p> <p>(1)～(3) (省略)</p> <p>(4) 次に掲げる施設を設置する者が当該施設における教育(職業訓練を含む。)として行う役務の提供で、(3)のイからへまでの要件に該当するもの</p> <p>イ 国立研究開発法人水産研究・教育機構法に規定する国立研究開発法人水産研究・教育機構の施設、独立行政法人海技教育機構法に規定する独立行政法人海技教育機構の施設<u>及び</u>独立行政法人航空大学校法に規定する独立行政法人航空大学校</p> <p>ロ (省略)</p> <p>ハ <u>国立健康危機管理研究機構法に規定する国立健康危機管理研究機</u></p> | <p>(鉱業権等の範囲)</p> <p>5-7-4 令第6条第1項第4号《鉱業権等の所在地》に規定する「鉱業権」、「租鉱権」、「採石権」又は「樹木採取権」とは、次のものをいう（外国におけるこれらの権利を含む。）。</p> <p>(1)～(3) (同左)</p> <p>(4) 樹木採取権 国有林野の管理経営に関する法律第8条の5《樹木採取権の設定》に規定する樹木採取権をいう。</p> <p>(学校教育関係の非課税範囲)</p> <p>6-11-1 教育関係の非課税範囲は、次に掲げる役務の提供のうち授業料、入学金及び入園料、施設設備費、入学又は入園のための試験に係る検定料及び在学証明、成績証明その他学生、生徒、児童又は幼児の記録に係る証明に係る手数料及びこれに類する手数料を対価とするものであることに留意する。</p> <p>(1)～(3) (同左)</p> <p>(4) 次に掲げる施設を設置する者が当該施設における教育(職業訓練を含む。)として行う役務の提供で、(3)のイからへまでの要件に該当するもの</p> <p>イ 国立研究開発法人水産研究・教育機構法に規定する国立研究開発法人水産研究・教育機構の施設、独立行政法人海技教育機構法に規定する独立行政法人海技教育機構の施設、<u>独立行政法人航空大学校法に規定する独立行政法人航空大学校及び高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律に規定する国立研究開発法人国立国際医療研究センターの施設</u></p> <p>ロ (同左)</p> |

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|--|
| <p data-bbox="241 204 362 236"><u>構の施設</u></p> <p data-bbox="224 245 398 277">(注) (省略)</p> <p data-bbox="179 331 483 363">(輸出しないときの意義)</p> <p data-bbox="165 376 1106 619">8-1-5の2 輸出物品販売場において免税対象物品を令第18条第3項各号《購入手続》に掲げる方法(同項第3号及び第6号に掲げる方法を除く。)により購入した免税購入対象者が、本邦から出国する際に当該物品を所持していなかった場合には、原則として、法第8条第3項《輸出免税物品を輸出しない場合の消費税の即時徴収》に規定する「当該物品を輸出しないとき」に該当することに留意する。</p> | <p data-bbox="1187 245 1366 277">(注) (同左)</p> <p data-bbox="1146 331 1451 363">(輸出しないときの範囲)</p> <p data-bbox="1133 376 2074 619">8-1-5の2 輸出物品販売場において免税対象物品を令第18条第3項各号《購入手続》に掲げる方法(同項第3号及び第6号に掲げる方法を除く。)により購入した免税購入対象者が、本邦から出国する際に当該物品を所持していなかった場合には、原則として、法第8条第3項《輸出免税物品を輸出しない場合の消費税の即時徴収》に規定する「当該物品を輸出しないとき」に該当することに留意する。</p> <p data-bbox="1160 632 2074 794"><u>ただし、免税購入対象者が本邦から出国する際に、その出港地を所轄する税関長に対し次の書類のいずれかを提示した場合で、当該物品を輸出したことが当該書類により明らかなきときは、同項に規定する「当該物品を輸出しないとき」に該当しないものと取り扱って差し支えない。</u></p> <p data-bbox="1160 807 2074 970"><u>なお、免税購入対象者が免税購入対象者でなくなる場合において、そのなくなる時におけるその者の住所又は居所の所在地を所轄する税務署長に対して当該書類を提示し、そのなくなる時まで当該物品を輸出したことが当該書類により明らかなきも同様とする。</u></p> <p data-bbox="1160 983 1527 1015">(1) <u>輸出許可書又はその写し</u></p> <p data-bbox="1160 1027 2074 1225">(注) <u>電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律第3条《情報通信技術活用法の適用》の規定に基づき、電子情報処理組織を使用して輸出申告し、輸出の許可があったものにあつては、「輸出許可通知書(輸出申告控)」又は「輸出申告控」及び「輸出許可通知書」が輸出許可書に該当するものとする。</u></p> <p data-bbox="1160 1238 2074 1394">(2) <u>万国郵便条約第1条《定義》に規定する小包郵便物又はEMS郵便物(以下8-1-5の2において「小包郵便物等」という。)として当該物品を輸出する場合(当該輸出の時における輸出される資産の価額が20万円以下であるとして関税法第76条第1項《郵便物の輸出入の簡易手</u></p> |

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|---|
| <p>(工事の請負に係る特例の適用関係)</p> <p>9-4-1 法第17条《工事の請負に係る資産の譲渡等の時期の特例》の規定は、工事の請負に係る譲渡等につき所法第66条《工事の請負に係る収入及び費用の帰属時期》又は法第63条《工事の請負に係る収益及び費用の帰属事業年度の特例》の規定の適用を受ける場合に限り適用することができるのであるが、これらの規定の適用を受ける場合であっても、工事の請負に係る資産の譲渡等の時期をその引渡しの</p> | <p><u>続》の規定の適用があるものを輸出する場合に限る。)</u>に日本郵便株式会社から交付を受けた当該小包郵便物等の引受けを証する書類及び当該小包郵便物等に貼り付け又は添付した次に掲げる事項が記載された書類の写し</p> <p>イ 当該物品を輸出する者の氏名及び住所又は居所</p> <p>ロ 当該物品の品名並びに品名ごとの数量及び価額</p> <p>ハ 当該物品の受取人の氏名又は名称及び住所若しくは居所又は事務所等の所在地</p> <p>ニ 日本郵便株式会社による当該物品の引受けの年月日</p> <p>(3) <u>万国郵便条約第1条《定義》に規定する通常郵便物として当該物品を輸出する場合(当該輸出の時ににおける輸出される資産の価額が20万円以下であるとして関税法第76条第1項の規定の適用があるものを輸出する場合に限る。)</u>に日本郵便株式会社から交付を受けた当該通常郵便物の引受けを証する書類で(2)ロに掲げる事項に係る追記をしたもの</p> <p>(4) <u>(2)又は(3)に掲げる書類に準ずる書類((2)イからハまでに掲げる事項及び当該物品の輸出を引き受けた者(貨物利用運送事業法第20条《許可》又は第45条第1項《許可》の規定による許可を受けて同法第6条第1項第5号《登録の拒否》に規定する国際貨物運送に係る同法第2条第8項《定義》に規定する第二種貨物利用運送事業を営業者に限る。)</u>による引受けの年月日が記載されたものに限る。)</p> <p>(工事の請負に係る特例の適用関係)</p> <p>9-4-1 法第17条《工事の請負に係る資産の譲渡等の時期の特例》の規定は、工事の請負に係る譲渡等につき所法第66条《工事の請負に係る収入及び費用の帰属時期》又は法第64条《工事の請負に係る収益及び費用の帰属事業年度》の規定の適用を受ける場合に限り適用することができるのであるが、これらの規定の適用を受ける場合であっても、工事の請負に係る資産の譲渡等の時期をその引渡しのあった</p> |

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|---|
| <p>あった日によることとするは差し支えないことに留意する。 (注) (省略)</p> <p>(損失が見込まれる場合の工事進行基準の適用)</p> <p>9-4-2 所基通66-9《損失が見込まれる場合の工事進行基準の適用》又は法基通2-4-19《損失が見込まれる場合の工事進行基準の適用》により所法第66条第2項《工事の請負に係る収入及び費用の帰属時期》又は法第63条第2項《工事の請負に係る収益及び費用の帰属事業年度の特例》に定める「工事進行基準の方法により経理したとき」に該当しないとは取り扱わない工事については、法第17条第2項本文《工事の請負に係る資産の譲渡等の時期の特例》の規定を適用することができる。</p> | <p>日によることとするは差し支えないことに留意する。 (注) (同左)</p> <p>(損失が見込まれる場合の工事進行基準の適用)</p> <p>9-4-2 所基通66-9《損失が見込まれる場合の工事進行基準の適用》又は法基通2-4-19《損失が見込まれる場合の工事進行基準の適用》により所法第66条第2項《工事の請負に係る収入及び費用の帰属時期》又は法第64条第2項《工事の請負に係る収益及び費用の帰属事業年度》に定める「工事進行基準の方法により経理したとき」に該当しないとは取り扱わない工事については、法第17条第2項本文《工事の請負に係る資産の譲渡等の時期の特例》の規定を適用することができる。</p> |

消費税法基本通達新旧対照表

(注)アンダーラインを付した箇所が新設し、又は改正した箇所である。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|--|
| <p>(輸出証明書等)</p> <p>7-2-23 法第7条第2項《輸出証明》に規定する「その課税資産の譲渡等が……、財務省令で定めるところにより証明がされたもの」又は租特法規則第36条第1項《外航船等に積み込む物品の譲渡等に係る免税》に規定する「承認を受けた事実を証明する書類」は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次の帳簿又は書類となるのであるから留意する。</p> <p>(1) 法第7条第1項第1号《輸出免税》に掲げる輸出として行われる資産の譲渡又は貸付けである場合 イ～へ (省略) ト 船舶又は航空機の貸付けである場合 <u>規則第5条第1項第5号《輸出免税等の輸出証明》</u>に規定する書類</p> <p>(2) <u>法第7条第1項第1号に規定する輸出として行われる資産の譲渡で規則第5条第1項第3号《運送契約の輸出証明》に掲げる資産の譲渡の相手方と国際第二種貨物利用運送事業者との間において当該資産の輸出に係る運送契約が締結されるものである場合(当該資産の譲渡が販売場において行われるものであって、その譲渡の際、その場で当該国際第二種貨物利用運送事業者(その代理人を含む。)に当該資産を引き渡す場合に限る。)</u> 同号に規定する書類</p> <p>(3) 法第7条第1項第3号《輸出免税等》に掲げる輸送若しくは通信又は令第17条第2項第5号《輸出取引等の範囲》に掲げる郵便若しくは信書便である場合 <u>規則第5条第1項第4号《国際輸送等の輸出証明》</u>に規定する帳簿又は書類</p> <p>(4) 法第7条第1項各号《輸出免税等》に掲げる資産の譲渡等のうち、(1)から(3)までに掲げる資産の譲渡等以外の資産の譲渡等である場合 規</p> | <p>(輸出証明書等)</p> <p>7-2-23 法第7条第2項《輸出証明》に規定する「その課税資産の譲渡等が……、財務省令で定めるところにより証明されたもの」又は租特法規則第36条第1項《外航船等に積み込む物品の譲渡等に係る免税》に規定する「承認を受けた事実を証明する書類」は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次の帳簿又は書類となるのであるから留意する。</p> <p>(1) 法第7条第1項第1号《輸出免税》に掲げる輸出として行われる資産の譲渡又は貸付けである場合 イ～へ (同左) ト 船舶又は航空機の貸付けである場合 <u>規則第5条第1項第4号《輸出免税等の輸出証明》</u>に規定する書類</p> <p>(2) 法第7条第1項第3号《輸出免税等》に掲げる輸送若しくは通信又は令第17条第2項第5号《輸出取引等の範囲》に掲げる郵便若しくは信書便である場合 <u>規則第5条第1項第3号《国際輸送等の輸出証明》</u>に規定する帳簿又は書類</p> <p>(3) 法第7条第1項各号《輸出免税等》に掲げる資産の譲渡等のうち、(1)及び(2)に掲げる資産の譲渡等以外の資産の譲渡等である場合 <u>規則第</u></p> |

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|---|
| <p>則第5条第1項第5号に規定する書類 (5) (省略)</p> <p>第8章 輸出物品販売場における輸出物品の譲渡に係る免税 第1節 適用範囲等</p> <p><u>(船舶観光上陸許可等を受けて在留する者の免税購入手続)</u></p> <p><u>8-1-1 令第18条第2項《購入手続》に定める方法として、免税購入対象者(法第8条第1項《輸出物品販売場における輸出免税の特例》に規定する免税購入対象者をいう。以下8-3-1までにおいて同じ。)が輸出物品販売場(令第18条第2項に規定する輸出物品販売場をいう。8-2-1から8-2-5までを除き、以下この章において同じ。)において、旅券等(同項第1号《旅券の提示等》に規定する旅券等をいう。)又はデジタル庁が整備及び管理をする情報システムにより当該旅券等に係る情報が表示された当該免税購入対象者の使用する通信端末機器(入出力装置を含む。)の映像面を提示することとされているから、出入国管理及び難民認定法第14条の2又は第16条から第18条まで《上陸の許可》に規定する上陸の許可を受けて在留する者については、同法第14条の2第4項、第16条第4項、第17条第3項又は第18条第4項に規定する船舶観光上陸許可書、乗員上陸許可書、緊急上陸許可書又は遭難による上陸許可書(以下8-1-1において「各種許可書」という。)とともに、旅券を提示した場合に限り、法第8条第1項の規定が適用されることに留意する。</u></p> <p><u>(注)1 出入国管理及び難民認定法第14条の2又は第16条から第18条までに規定する上陸の許可を受けて在留する者における購入記録情報(法第8条第2項《購入記録情報の提供》に規定する購入記録情報をいう。以下この章において同じ。)は、各種許可書の番号ではなく、規則第6条の2第2項第2号《旅券等の情報》に規定する旅券の番号によることに留意する。</u></p> | <p>5条第1項第4号に規定する書類 (4) (同左)</p> <p>第8章 輸出物品販売場における輸出物品の譲渡に係る免税 第1節 適用範囲等</p> <p><u>(輸出物品販売場における輸出免税の特例の適用範囲)</u></p> <p><u>8-1-1 法第8条第1項《輸出物品販売場における輸出免税の特例》の規定は、輸出物品販売場(同項に規定する輸出物品販売場をいう。以下この章において同じ。)を経営する事業者が、同項に規定する免税購入対象者に対し、免税対象物品(令第18条第2項《輸出物品販売場で免税販売できる物品の範囲》に規定する免税対象物品をいう。以下8-3-2までにおいて同じ。)で、輸出するため同条第3項《購入手続》に規定する方法により購入されるものの譲渡を行った場合に適用されるのであるから、一般物品(同項第1号に規定する一般物品をいう。以下8-1-10までにおいて同じ。)の譲渡については、免税購入対象者が、国内において生活の用に供した後に、輸出するため購入する場合であっても法第8条第1項の規定により消費税が免除されることに留意する。</u></p> <p><u>(注) 免税購入対象者が、国内において生活の用に供するために購入する消耗品等(令第18条第2項第2号に規定する消耗品(以下8-1-1及び8-1-3において「消耗品」という。)並びに同条第4項《消耗品として免税販売を行う資産》の規定により消耗品として同条第2項、第3項、第13項及び第14項並びに第18条の3第1項《免税手続カウンターにおける手続等の特例》の規定が適用される資産をいう。以下8-1-12までにおいて同じ。)の譲渡については、法第8条第1項の規定の適用はない。</u></p> |

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p><u>2 出入国管理及び難民認定法第 14 条の 2 《船舶観光上陸の許可》に規定する上陸の許可を受けて在留する者が令第 18 条第 2 項に定める方法として輸出物品販売場に提示する同項第 1 号に規定する旅券には、旅券の写しを含む。</u></p> <p><u>(免税対象物品の範囲)</u></p> <p><u>8-1-2 法第 8 条第 1 項《輸出物品販売場における輸出免税の特例》に規定する免税対象物品（以下この章において「免税対象物品」という。）とは、次に掲げる物品以外の物品をいう。</u></p> <p><u>(1) 金及び白金の地金</u></p> <p><u>(2) 金貨及び白金貨</u></p> <p><u>(3) 購入される物品の譲渡が法第 6 条第 1 項《非課税》の規定により消費税を課さないこととされる場合における当該物品</u></p> <p><u>(注) 免税購入対象者（輸出物品販売場において法第 8 条第 1 項に規定する政令で定める方法により購入した後に免税購入対象者に該当しないこととなった者を含む。）が、本邦から出国する際に免税対象物品を所持していない場合には、当該免税対象物品について同項の税関長の確認を受けることはできない。そのため、輸出物品販売場において、当該免税購入対象者が令第 18 条第 2 項《購入手続》に定める方法により購入する免税対象物品は、本邦から出国する際に当該免税対象物品の全てを自らが所持して輸出することができる数量に限られることに留意する。</u></p> <p><u>(対価の額の合計額の意義)</u></p> <p><u>8-1-3 法第 8 条第 1 項《輸出物品販売場における輸出免税の特例》に規定する「対価の額の合計額」は、同一の輸出物品販売場において、同一の日に、同一の免税購入対象者に対して複数の免税対象物品を譲渡した場合は、それらの免税対象物品の「対価の額の合計額」をいうことに留意す</u></p> | <p><u>(「対価の額の合計額」の意義)</u></p> <p><u>8-1-2 法第 8 条第 1 項《輸出物品販売場における輸出免税の特例》及び令第 18 条第 2 項第 2 号《免税対象物品の範囲》に規定する「対価の額の合計額」は、同一の輸出物品販売場において、同一の日に、同一の免税購入対象者に対して複数の一般物品又は消耗品等を譲渡した場合は、一般物品又は消耗品等の区分に応じたそれぞれの「対価の額の合計額」をいうことに留意する。</u></p> <p><u>なお、同一の輸出物品販売場において、同一の日に、同一の免税購入対象者に対して時間又は売場を異にして、複数の一般物品又は消耗品等を譲渡した場合も同様である。</u></p> <p><u>(一般物品と消耗品とが一の資産を構成している場合)</u></p> <p><u>8-1-3 令第 18 条第 4 項第 1 号《消耗品として免税販売を行う資産》に規定する「一般物品と消耗品とが一の資産を構成している場合」とは、一般物品と消耗品を組み合わせ一の商品としている場合をいう。</u></p> <p><u>なお、一般物品の機能を発揮するために通常必要な消耗品が当該一般物品に付属されている場合は、「一般物品と消耗品とが一の資産を構成している場合」に該当せず、一の一般物品に該当することに留意する。</u></p> <p><u>(災害その他やむを得ない事情の範囲)</u></p> <p><u>8-1-4 法第 8 条第 2 項ただし書《輸出物品販売場免税の不適用の規定を適用しない場合等》に規定する「災害その他やむを得ない事情」の意義は、次の各号に掲げるところによる。</u></p> <p><u>(1) 「災害」とは、震災、風水害、雪害、凍害、落雷、雪崩、がけ崩れ、地滑り、火山の噴火等の天災又は火災その他の人為的災害で自己の責任によらないものに基因する災害をいう。</u></p> |

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>る。</p> <p><u>なお、同一の輸出物品販売場において、同一の日に、同一の免税購入対象者に対して時間又は売場を異にして、複数の免税対象物品を譲渡した場合も同様である。</u></p> <p><u>(注) 「対価の額」とは、法第28条第1項《課税標準》に規定する対価の額をいうから、消費税額等を含まないことに留意する。</u></p> <p><u>(税関長の確認の意義)</u></p> <p><u>8-1-4 法第8条第1項《輸出物品販売場における輸出免税の特例》に規定する「税関長の確認」とは、免税購入対象者（輸出物品販売場において同項に規定する政令で定める方法により購入した後に免税購入対象者に該当しないこととなった者を含む。）が、本邦から出国する際に免税対象物品を所持して輸出することにつき、税関長が確認することをいうのであるから、当該免税購入対象者が本邦から出国する際に当該免税対象物品を所持していない場合には、当該免税対象物品を既に輸出したことを証する書類等を所持していたとしても、当該税関長の確認は行わないことに留意する。</u></p> <p><u>(免税対象物品を特定するに足りる事項の意義)</u></p> <p><u>8-1-5 規則第6条の4第1項第5号《購入記録情報》に規定する「税関長の確認において当該免税対象物品を特定するに足りる事項」とは、例えばその免税対象物品の具体的な名称、ブランド名、型番号、形状若しくは色彩等の特徴又は鑑定書、鑑別書若しくは保証書付きである旨の事項を商品の属性に応じて免税対象物品を具体的に特定するに足りるよう組み合わせた事項をいう。また、シリアル番号の付された腕時計のような免税対象物品については、当該組み合わせた事項にシリアル番号を加えたものをいう。</u></p> <p><u>(注) シリアル番号とは、個別の商品を一意に特定するため、その商品に</u></p> | <p><u>(2) 「やむを得ない事情」とは、前号に規定する災害に準ずるような状況又は当該事業者の責めに帰することができない状況にある事態をいう。</u></p> <p><u>(免税購入した消耗品等を国内において生活の用に供した場合)</u></p> <p><u>8-1-5 輸出物品販売場において、令第18条第3項《購入手続》に規定する方法により消耗品等を購入した免税購入対象者が、当該消耗品等を国内において消費等生活の用に供した場合には、法第8条第3項《輸出免税物品を輸出しない場合の消費税の即時徴収》に規定する「当該物品を輸出しないとき」に該当することに留意する。</u></p> <p><u>(輸出しないときの意義)</u></p> <p><u>8-1-5の2 輸出物品販売場において免税対象物品を令第18条第3項各号《購入手続》に掲げる方法（同項第3号及び第6号に掲げる方法を除く。）により購入した免税購入対象者が、本邦から出国する際に当該物品を所持していなかった場合には、原則として、法第8条第3項《輸出免税物品を輸出しない場合の消費税の即時徴収》に規定する「当該物品を輸出しないとき」に該当することに留意する。</u></p> <p><u>(輸出免税物品につき国内で譲渡等があった場合の消費税の即時徴収)</u></p> <p><u>8-1-6 法第8条第5項《輸出免税物品の譲渡等があった場合の消費税の即時徴収》（同条第6項《輸出免税物品の譲渡等があった場合の消費税の即時徴収に係る連帯納付義務》において準用する場合を含む。）の規定は、免税対象物品で免税購入対象者が輸出物品販売場において同条第1項《輸出物品販売場における輸出免税の特例》に規定する方法により購入したもの（以下8-1-7までにおいて「輸出免税物品」という。）を、当該免税購入対象者が国内において譲り渡した場合（譲渡の委託を受けた者又は媒介をする者に所持させた場合を</u></p> |

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p><u>印字又は刻印された固有の番号や記号をいい、一の製造期間内に一連の製造工程により製造された商品の一群に付されるロット（製造）番号や記号など個別の商品を一意に特定することができないものは、シリアル番号に該当しない。</u></p> | <p><u>含む。）、当該輸出免税物品を当該免税購入対象者から譲り受けた場合及び当該輸出免税物品を当該免税購入対象者から引渡しを受けて所持した場合（譲渡若しくは譲受けの委託を受け、又は媒介のため当該輸出免税物品の引渡しを受けて所持した場合をいう。）に適用される。この場合において、当該輸出免税物品を譲り受けた者と当該譲渡に関して所持した者とがあるときは、これらの者は、当該免税購入対象者と連帯して同条第1項の規定による免除に係る消費税額に相当する消費税額を納付する義務を負うため、税務署長は、これらのいずれの者からも同条第6項後段において準用する同条第5項の規定により消費税を徴収することができるのであるから留意する。</u></p> |
| <p><u>（税関長の確認の単位）</u></p> | <p><u>（即時徴収する場合の法定納期限及び延滞税の起算日）</u></p> |
| <p><u>8-1-6 税関確認情報（法第8条第3項《税関確認情報の提供》に規定する税関確認情報をいう。以下8-3-3及び8-3-4において同じ。）は、購入記録情報ごとに税関長が提供することとされており、同条第1項《輸出物品販売場における輸出免税の特例》の税関長の確認は、当該購入記録情報を単位として行うこととなる。そのため、当該税関長の確認は、免税購入対象者（輸出物品販売場において同項に規定する政令で定める方法により購入した後に免税購入対象者に該当しないこととなった者を含む。）が本邦から出国する際に、当該購入記録情報に記録されている全ての免税対象物品を所持している場合に限り行うことになるのであるから留意する。</u></p> | <p><u>8-1-7 法第8条第3項《輸出免税物品を輸出しない場合の消費税の即時徴収》及び同条第5項《輸出免税物品の譲渡等があった場合の消費税の即時徴収》（同条第6項《輸出免税物品の譲渡等があった場合の消費税の即時徴収に係る連帯納付義務》において準用する場合を含む。）の規定により直ちにその消費税を徴収する場合の法定納期限は、次に掲げる日であり、延滞税の計算は当該法定納期限の翌日から起算することとなるのであるから留意する。</u></p> |
| <p><u>（災害その他やむを得ない事情の範囲）</u></p> | <p><u>(1) 法第8条第3項の規定によるもの（(2)に掲げるものを除く。）同項に規定する免税購入対象者が本邦から出国する日（その者が免税購入対象者でなくなる場合には当該免税購入対象者でなくなる日）</u> <u>(2) 令第18条第17項《国際第二種貨物利用運送事業者が輸出免税物品を輸出しない場合の消費税の即時徴収》の規定により読み替えて適用する法第8条第3項の規定によるもの 令第18条第3項第3号《購入手続》に規定する国際第二種貨物利用運送事業者が同号の規定に基づき免税購入対象者から引渡しを受けた輸出免税物品を輸出しないこととなった日（当該輸出しないこととなった日が明らかで</u></p> |
| <p><u>8-1-7 法第8条第4項ただし書《輸出物品販売場免税の不適用の規定を適用しない場合等》に規定する「災害その他やむを得ない事情」の意義は、次の各号に掲げるところによる。</u></p> <p><u>(1) 「災害」とは、震災、風水害、雪害、凍害、落雷、雪崩、がけ崩れ、地滑り、火山の噴火等の天災又は火災その他の人為的災害で自己の責任によらないものに基因する災害をいう。</u></p> <p><u>(2) 「やむを得ない事情」とは、前号に規定する災害に準ずるような状況又は当該事業者の責めに帰することができない状況にある事態をいう。</u></p> | <p><u>（免税対象物品が輸出されないこととなった場合の消費税の即時徴収）</u></p> |

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|---|
| <p><u>8-1-8 法第8条第6項《免税対象物品が輸出されないこととなった場合の消費税の即時徴収》の規定は、同条第1項《輸出物品販売場における輸出免税の特例》の税関長の確認を受けた免税対象物品が輸出されないこととなった場合に適用される。また、同条第6項の規定に基づき同条第1項の規定による免除に係る消費税額に相当する消費税を徴収された場合であっても、正当な理由なく、同条第5項《税関長の確認を受けた免税対象物品の輸出》の規定に違反して同項の免税対象物品を輸出しなかったときは、法第65条第1号《罰則》の規定の適用対象となることに留意する。</u></p> | <p><u>ないときは、当該輸出免税物品の輸出に係る運送契約を締結した日)</u> <u>(3) 法第8条第5項の規定によるもの 同項に規定する譲渡又は所持させた日</u> <u>(4) 法第8条第6項の規定によるもの 同項に規定する譲受け又は所持をした日</u></p> <p><u>（輸出物品販売場免税の不適用の規定を適用しない場合等）</u></p> |
| <p><u>（即時徴収する場合の法定納期限及び延滞税の起算日）</u> <u>8-1-9 法第8条第6項《免税対象物品が輸出されないこととなった場合の消費税の即時徴収》の規定により直ちにその消費税を徴収する場合の法定納期限は、同条第1項《輸出物品販売場における輸出免税の特例》の税関長の確認を受けた免税対象物品が輸出されないこととなった日であり、延滞税の計算は当該法定納期限の翌日から起算することとなるのであるから留意する。</u></p> | <p><u>8-1-8 法第8条第2項ただし書《輸出物品販売場免税の不適用の規定を適用しない場合等》に規定する「既に次項本文若しくは第5項本文（第6項において準用する場合を含む。）の規定の適用により消費税が徴収された場合」とは、既に同条第3項本文《輸出免税物品を輸出しない場合の消費税の即時徴収》、第5項本文《輸出免税物品の譲渡等があった場合の消費税の即時徴収》又は第6項《輸出免税物品の譲渡等があった場合の消費税の即時徴収に係る連帯納付義務》の規定を適用して賦課決定が行われた場合をいう。</u> <u>同条第3項ただし書又は第5項ただし書に該当する場合も同様とする。</u></p> |
| <p><u>（一般型輸出物品販売場における免税販売手続の委託）</u> <u>8-1-10 一般型輸出物品販売場（令第18条の2第2項第1号《一般型輸出物品販売場の許可要件》に規定する一般型輸出物品販売場をいう。以下8-3-2までにおいて同じ。）を経営する事業者が、免税手続カウンター（令第18条の3第1項《承認免税手続事業者》に規定する免税手続カウンターをいう。以下8-2-6までにおいて同じ。）において、同項の規定に基づき承認免税手続事業者（同項に規定する承認免税手続事業者をいう。以下8-3-2までにおいて同じ。）に委託して行わせる免税販売手続（令第18条の2第2項第1号ロに規定する免税販売手続をいう。以下8-3-2までにおいて同じ。）に係る事務は、当該承認免税手続事業者が当該一般型輸出物品販売場を経営する事業者に代わって行うこととなる</u></p> | <p><u>8-1-9 削除</u></p> <p><u>（一般物品と消耗品等を譲渡する場合の購入者誓約書の作成方法）</u> <u>8-1-10 同一の基地内輸出物品販売場（令第18条第3項第4号《購入手続》に規定する基地内輸出物品販売場をいう。以下8-2-1までにおいて同じ。）において、同一の日に、同一の合衆国軍隊の構成員等（同条第1項第2号《免税購入対象者の範囲》に規定する合衆国軍隊の構成員等をいう。）に対して一般物品と消耗品等を譲渡する場合に作成することとなる購入者誓約書（同条第3項第4号に規定する購入後において輸出する旨を誓約する書類及び同項第5号《購入手続》</u></p> |

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>から、令第18条第2項第1号及び第2号《購入手続》の規定による提示及び提供は、当該承認免税手続事業者に対して行うこととなることに留意する。</p> <p>また、同条第3項《免税購入対象者に対する説明義務》の規定により免税購入対象者に対して行うこととされている説明は、当該承認免税手続事業者が行うことに留意する。</p> <p>（免税手続カウンターにおいて行う免税販売手続の日）</p> <p>8-1-11 令第18条の3第1項《承認免税手続事業者》の規定に基づき承認免税手続事業者が免税手続カウンターで行う免税販売手続は、一般型輸出物品販売場において免税購入対象者が免税対象物品の引渡しを受けた日に、令第18条第2項《購入手続》に定める方法により行う必要があることに留意する。</p> <p>（注）免税手続カウンターの所在地が一般型輸出物品販売場の所在地から著しく遠隔の地であるなどの理由により、一般型輸出物品販売場において免税対象物品を譲渡した日と同一の日に免税販売手続が行われない場合には、当該譲渡は令第18条第2項に定める方法に該当せず、当該一般型輸出物品販売場を営業者とする事業者において法第8条第1項《輸出物品販売場における輸出免税の特例》の規定は適用されないことに留意する。</p> <p>（免税販売手続の併用）</p> <p>8-1-12 一の一般型輸出物品販売場において行う免税販売手続について、当該一般型輸出物品販売場を営業者自ら実施する方法と令第18条の3第1項《承認免税手続事業者》の規定に基づき承認免税手続事業者に委託して行わせる方法とを併用しても差し支えない。ただし、併用する場合、当該一般型輸出物品販売場を営業者は、免税手続カウンターにおいて免税販売手続を行う免税対象物品について、当該一般型輸出</p> | <p>に規定する購入した日から30日以内に輸出する旨を誓約する書類をいう。）は、一の書類として作成することができる。</p> <p>この場合において、その記載事項のうち、例えば、購入者の氏名、所属、機関など、同一の記載内容については、重複して記載することを要しないが、同一の記載内容でない「一般物品の品名、品名ごとの数量及び価額並びに当該一般物品の価額の合計額」及び「消耗品の品名、品名ごとの数量及び価額並びに当該消耗品の価額の合計額」については、それぞれ区分して記載する必要があることに留意する。</p> <p>（手続委託型輸出物品販売場における免税販売手続）</p> <p>8-1-11 手続委託型輸出物品販売場（令第18条の2第2項第2号《手続委託型輸出物品販売場の許可要件》に規定する手続委託型輸出物品販売場をいう。以下8-3-5までにおいて同じ。）における免税販売手続（令第18条第7項《購入記録情報の提供》に規定する免税販売手続をいう。以下8-3-5までにおいて同じ。）は、免税販売手続（購入記録情報（同項に規定する購入記録情報をいう。以下8-3-5までにおいて同じ。）の提供に係るものを除く。）の代理に関する契約に基づき、承認免税手続事業者（令第18条の2第7項《承認免税手続事業者の定義》に規定する承認免税手続事業者をいう。以下8-3-5までにおいて同じ。）が当該手続委託型輸出物品販売場を営業者とする事業者に代わって行うこととなるから、令第18条第3項第1号から第3号《購入手続》までの規定による提示及び提供並びに提出は、承認免税手続事業者に対して行うこととなることに留意する。</p> <p>なお、同条第11項《免税購入対象者に対する説明義務》の規定により免税購入対象者に対して行うこととされている説明は、承認免税手続事業者が行うことに留意する。</p> <p>（承認免税手続事業者が設置する免税手続カウンターにおける合算の取</p> |

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p><u>物品販売場で免税販売手続が行われていないことを確認できるようにするための措置を講じて、同一の免税対象物品につき免税販売手続が重複して行われないようにする必要のあることに留意する。</u></p> <p>第2節 輸出物品販売場の許可等</p> <p>(輸出物品販売場の許可)</p> <p>8-2-1 <u>法第8条第7項《輸出物品販売場の定義》に規定する輸出物品販売場（以下8-2-1から8-2-5までにおいて「輸出物品販売場」という。）に係る許可は、一般型輸出物品販売場又は自動販売機型輸出物品販売場（令第18条の2第2項第2号《自動販売機型輸出物品販売場の許可要件》に規定する自動販売機型輸出物品販売場をいう。以下8-2-1及び8-2-4において同じ。）の区分に応じ、それぞれに定める要件の全てを満たしている場合に限り与えるものとする。</u></p> <p>(1) <u>一般型輸出物品販売場</u></p> <p>イ <u>次に掲げる要件の全てを満たす事業者（課税事業者に限る。）が経営する販売場であること。</u></p> <p>(イ) <u>現に国税の滞納（その滞納額の徴収が著しく困難であるものに限る。）がないこと。</u></p> <p>(ロ) <u>法第8条第8項第1号又は第2号《輸出物品販売場の許可の取消し》の規定により輸出物品販売場の許可を取り消され、その取消しの日から3年を経過しない者でないことその他輸出物品販売場を経営する事業者として特に不相当と認められる事情がないこと。</u></p> <p>ロ <u>免税販売手続を適正に実施するための必要な体制が整備されていること。</u></p> <p>ハ <u>購入記録情報の提供等（令第18条の2第2項第1号ロ《一般型輸出物品販売場の許可要件》に規定する購入記録情報の提供等をいう。以</u></p> | <p><u>扱い)</u></p> <p>8-1-12 <u>令第18条の3第1項《免税手続カウンターにおける手続等の特例》の規定は、令第18条第14項《輸出物品販売場における輸出免税の最低限度額》に定める金額以上となるかどうかの判定にのみ適用されるものであることに留意する。</u></p> <p>(注) <u>消耗品等の譲渡に係る対価の額の合計額が50万円を超えるかどうかの判定は、販売場ごとに行うこととなることに留意する。</u></p> <p>第2節 輸出物品販売場の許可等</p> <p>(輸出物品販売場の許可)</p> <p>8-2-1 <u>法第8条第7項《輸出物品販売場の定義》に規定する輸出物品販売場に係る許可は、一般型輸出物品販売場（令第18条の2第2項第1号《一般型輸出物品販売場の許可要件》に規定する一般型輸出物品販売場をいう。以下8-2-1及び8-2-5において同じ。）、手続委託型輸出物品販売場又は自動販売機型輸出物品販売場（令第18条の2第2項第3号《自動販売機型輸出物品販売場の許可要件》に規定する自動販売機型輸出物品販売場をいう。以下8-2-1及び8-2-5において同じ。）の区分に応じ、原則として、それぞれに定める要件の全てを満たしている場合に限り与えるものとする。ただし、基地内輸出物品販売場の許可は、(1)ロ又は(2)ロに掲げる要件を満たす必要はない。</u></p> <p><u>なお、基地内輸出物品販売場の許可の区分に、自動販売機型輸出物品販売場は含まれないことに留意する。</u></p> <p>(1) <u>一般型輸出物品販売場</u></p> <p>イ <u>次に掲げる要件の全てを満たす事業者（課税事業者に限る。）が経営する販売場であること。</u></p> <p>(イ) <u>現に国税の滞納（その滞納額の徴収が著しく困難であるもの</u></p> |

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|--|
| <p><u>下8-3-2までにおいて同じ。)を適正に実施するための必要な体制が整備されていること。</u></p> <p>(2) <u>自動販売機型輸出物品販売場</u></p> <p>イ <u>次に掲げる要件の全てを満たす事業者(課税事業者に限る。)が経営する販売場であること。</u></p> <p>(イ) <u>現に国税の滞納(その滞納額の徴収が著しく困難であるものに限る。)がないこと。</u></p> <p>(ロ) <u>法第8条第8項第1号又は第2号の規定により輸出物品販売場の許可を取り消され、その取消の日から3年を経過しない者でないことその他輸出物品販売場を経営する事業者として特に不相当と認められる事情がないこと。</u></p> <p>ロ <u>免税販売手続及び法第8条第2項前段《購入記録情報の提供》の規定による購入記録情報の提供を行うことができる機能を有する自動販売機の基準として財務大臣が定める基準を満たす一の自動販売機(国税庁長官が観光庁長官と協議して指定するものに限る。)のみを設置する販売場であること。</u></p> <p>(注) 1 <u>法第8条第7項に規定する「販売場」とは、一定の場所に実在する販売場をいい、例えばインターネットのウェブサイト上に設けられた商品販売の場所は販売場に該当しないのであるから留意する。</u></p> <p>2 <u>法第8条第8項第1号又は第2号の規定により輸出物品販売場の許可を取り消され、その取消の日から3年を経過した者から令第18条の2第1項《輸出物品販売場の許可申請手続》の規定による申請書が提出された場合であっても、輸出物品販売場を経営する事業者として特に不相当と認められる事情がある場合には、許可を与えないことに留意する。</u></p> <p>3 <u>法第8条第8項第3号《輸出物品販売場の許可の取消し》の規定により輸出物品販売場の許可を取り消された者は、その取消の日</u></p> | <p><u>に限る。)がないこと。</u></p> <p>(ロ) <u>法第8条第8項《輸出物品販売場の許可の取消し》の規定により輸出物品販売場の許可を取り消され、その取消の日から3年を経過しない者でないことその他輸出物品販売場を経営する事業者として特に不相当と認められる事情がないこと。</u></p> <p>ロ <u>現に免税購入対象者が利用する場所又は免税購入対象者の利用が見込まれる場所に所在する販売場であること。</u></p> <p>ハ <u>免税販売手続に必要な人員を配置し、かつ、免税販売手続を行うための設備を有する販売場であること。</u></p> <p>(2) <u>手続委託型輸出物品販売場</u></p> <p>イ <u>次に掲げる要件の全てを満たす事業者(課税事業者に限る。)が経営する販売場であること。</u></p> <p>(イ) <u>現に国税の滞納(その滞納額の徴収が著しく困難であるものに限る。)がないこと。</u></p> <p>(ロ) <u>法第8条第8項の規定により輸出物品販売場の許可を取り消され、その取消の日から3年を経過しない者でないことその他輸出物品販売場を経営する事業者として特に不相当と認められる事情がないこと。</u></p> <p>ロ <u>現に免税購入対象者が利用する場所又は免税購入対象者の利用が見込まれる場所に所在する販売場であること。</u></p> <p>ハ <u>当該販売場を経営する事業者と当該販売場の所在する特定商業施設(令第18条の2第4項《特定商業施設の定義》に規定する特定商業施設をいう。以下8-2-5までにおいて同じ。)内に免税手続カウンター(令第18条の2第2項第2号《手続委託型輸出物品販売場の許可要件》に規定する免税手続カウンターをいう。以下8-2-7までにおいて同じ。)を設置する一の承認免税手続事業者との間において、次に掲げる要件の全てを満たす関係があること。</u></p> |

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>から3年を経過しない場合であっても令第18条の2第2項第1号又は第2号に定める要件の全てを満たしているときは、同条第1項の規定による申請書を提出することができる。</p> <p>4 令第18条の3第1項《承認免税手続事業者》の規定に基づき免税販売手続に係る事務を承認免税手続事業者に委託して行わせる一般型輸出物品販売場における「免税販売手続を適正に実施するための必要な体制が整備されている」とは、当該承認免税手続事業者との間で免税販売手続に係る事務を委託して行わせることに関する契約が締結されている場合がこれに該当する。</p> <p>5 令第18条の4第1項《承認送受信事業者》の規定に基づき購入記録情報の提供等に係る事務を承認送受信事業者（同項に規定する承認送受信事業者をいう。以下8-3-3までにおいて同じ。）に委託して行わせる輸出物品販売場における「購入記録情報の提供等を適正に実施するための必要な体制が整備されている」とは、当該承認送受信事業者との間で購入記録情報の提供等に係る事務を委託して行わせることに関する契約が締結されている場合がこれに該当する。</p> <p>（承認免税手続事業者の承認）</p> <p>8-2-2 承認免税手続事業者に係る承認は、次に掲げる要件の全てを満たす事業者（課税事業者に限る。）に与えるものとする。</p> <p>(1) 現に国税の滞納（その滞納額の徴収が著しく困難であるものに限る。）がないこと。</p> <p>(2) 免税手続カウンターにおいて免税販売手続を適正に実施するための必要な体制を整備していること。</p> <p>(3) 法第8条第8項《輸出物品販売場の許可の取消し》の規定により輸出物品販売場の許可を取り消され、又は令第18条の3第5項《承認免税手続事業者の承認の取消し》若しくは令第18条の4第5項《承認送受信事</p> | <p>(イ) 当該販売場において譲渡する物品に係る免税販売手続（購入記録情報の提供に係るものを除く。）につき、代理に関する契約が締結されていること。</p> <p>(ロ) 当該販売場において譲渡した物品と当該免税手続カウンターにおいて免税販売手続を行う物品とが同一であることを確認するための措置が講じられていること。</p> <p>(ハ) 当該販売場において譲渡した物品に係る免税販売手続につき、必要な情報を共有するための措置が講じられていること。</p> <p>(3) 自動販売機型輸出物品販売場</p> <p>イ 次に掲げる要件の全てを満たす事業者（課税事業者に限る。）が経営する販売場であること。</p> <p>(イ) 現に国税の滞納（その滞納額の徴収が著しく困難であるものに限る。）がないこと。</p> <p>(ロ) 法第8条第8項の規定により輸出物品販売場の許可を取り消され、その取消しの日から3年を経過しない者でないことその他輸出物品販売場を経営する事業者として特に不相当と認められる事情がないこと。</p> <p>ロ 現に免税購入対象者が利用する場所又は免税購入対象者の利用が見込まれる場所に所在する販売場であること。</p> <p>ハ 一の指定自動販売機（免税販売手続を行うことができる機能を有する自動販売機として財務大臣が定める基準を満たすもの（国税庁長官が観光庁長官と協議して指定するものに限る。）をいう。）のみを設置する販売場であること。</p> <p>（輸出物品販売場を移転した場合）</p> <p>8-2-2 輸出物品販売場を移転した場合には、移転前の当該販売場についての許可の効力は移転後の販売場に及ばないことから、移転後の販売場につき改めて輸出物品販売場の許可を受ける必要があること</p> |

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p><u>業者の承認の取消し》の規定により承認免税手続事業者若しくは承認送受信事業者の承認を取り消され、かつ、その取消しの日から3年を経過しない者でないことその他免税手続カウンターを設置する承認免税手続事業者として特に不相当と認められる事情がないこと。</u></p> <p><u>(注) 法第8条第8項の規定により輸出物品販売場の許可を取り消され、又は令第18条の3第5項若しくは令第18条の4第5項の規定により承認免税手続事業者若しくは承認送受信事業者の承認を取り消され、その取消しの日から3年を経過した者から令第18条の3第3項《承認免税手続事業者の承認申請手続》の規定による申請書が提出された場合であっても、免税手続カウンターを設置する承認免税手続事業者として特に不相当と認められる事情がある場合には、承認を与えないことに留意する。</u></p> <p>(承認送受信事業者の承認)</p> <p>8-2-3 <u>承認送受信事業者に係る承認は、次に掲げる要件の全てを満たす事業者（課税事業者に限る。）に与えるものとする。</u></p> <p>(1) <u>現に国税の滞納（その滞納額の徴収が著しく困難であるものに限る。）がないこと。</u></p> <p>(2) <u>購入記録情報の提供等を適正に実施するための必要な体制を整備していること。</u></p> <p>(3) <u>法第8条第8項《輸出物品販売場の許可の取消し》の規定により輸出物品販売場の許可を取り消され、又は令第18条の3第5項《承認免税手続事業者の承認の取消し》若しくは令第18条の4第5項《承認送受信事業者の承認の取消し》の規定により承認免税手続事業者若しくは承認送受信事業者の承認を取り消され、かつ、その取消しの日から3年を経過しない者でないことその他同条第1項《承認送受信事業者》の規定により委託を受けて購入記録情報の提供等に係る事務を行う承認送受信事業者として特に不相当と認められる事情がないこと。</u></p> | <p><u>に留意する。</u></p> <p><u>なお、手続委託型輸出物品販売場の所在する特定商業施設内でその販売場を移転する場合には、改めて手続委託型輸出物品販売場の許可を受ける必要はないが、その移転する日の前日までに、令第18条の2第3項《特定商業施設内における手続委託型輸出物品販売場移転の届出》の規定による届出書を提出する必要があることに留意する。</u></p> <p><u>(注) 手続委託型輸出物品販売場に係る免税販売手続の代理を行う承認免税手続事業者が他の承認免税手続事業者に変更となる場合には、改めて手続委託型輸出物品販売場の許可を受ける必要があることに留意する。</u></p> <p>(承認免税手続事業者の承認)</p> <p>8-2-3 <u>承認免税手続事業者に係る承認は、次に掲げる要件の全てを満たす事業者（課税事業者に限る。）に与えるものとする。</u></p> <p><u>なお、承認免税手続事業者がその承認に係る特定商業施設内において免税手続カウンターを移転するとき若しくは新たに設置するとき、又は当該特定商業施設内に設置する免税手続カウンターを一部廃止するときは、その移転する日、設置する日、又は一部廃止する日の前日までに、令第18条の2第14項《特定商業施設内における免税手続カウンター設置場所変更の届出》の規定による届出書を提出する必要があることに留意する。</u></p> <p>(1) <u>現に国税の滞納（その滞納額の徴収が著しく困難であるものに限る。）がないこと。</u></p> <p>(2) <u>免税手続カウンターに免税販売手続に必要な人員を配置すること。</u></p> <p>(3) <u>法第8条第8項《輸出物品販売場の許可の取消し》の規定により輸出物品販売場の許可を取り消され、又は令第18条の2第10項《承認免税手続事業者の承認の取消し》若しくは令第18条の4第7項《承</u></p> |

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p><u>(注) 法第8条第8項の規定により輸出物品販売場の許可を取り消され、又は令第18条の3第5項若しくは令第18条の4第5項の規定により承認免税手続事業者若しくは承認送受信事業者の承認を取り消され、その取消しの日から3年を経過した者から同条第3項《承認送受信事業者の承認申請手続》の規定による申請書が提出された場合であっても、購入記録情報の提供等に係る事務を行う承認送受信事業者として特に不相当と認められる事情がある場合には、承認を与えないことに留意する。</u></p> <p><u>(臨時販売場を設置しようとする事業者に係る承認)</u></p> <p><u>8-2-4 臨時販売場(法第8条第9項《臨時販売場設置の届出》の規定により同条第7項《輸出物品販売場の定義》に規定する輸出物品販売場とみなされる同条第9項に規定する臨時販売場をいう。以下8-2-4及び8-2-8において同じ。)を設置しようとする事業者(輸出物品販売場を営む事業者に限る。)に係る同条第10項《臨時販売場を設置しようとする事業者に係る承認》の規定に基づく承認は、次に掲げる要件の全てを満たす事業者(自動販売機型輸出物品販売場とみなされる臨時販売場を設置しようとする事業者にあつては、次に掲げる(1)及び(2)の要件を満たす事業者)に与えるものとする。</u></p> <p><u>(1) 臨時販売場における免税販売手続及び購入記録情報の提供等に係る事務を的確に遂行するための必要な体制が整備されている事業者であること。</u></p> <p><u>(2) 法第8条第8項第1号又は第2号《輸出物品販売場の許可の取消し》の規定により輸出物品販売場の許可を取り消され、又は令第18条の5第3項第1号又は第2号《臨時販売場を設置しようとする事業者に係る承認の取消し》の規定により臨時販売場を設置しようとする事業者に係る承認を取り消され、かつ、その取消しの日から3年を経過しない者でないことその他臨時販売場を設置する事業者として特に不相当と認めら</u></p> | <p><u>認送信事業者の承認の取消し》の規定により承認免税手続事業者若しくは承認送信事業者(同条第4項《承認送信事業者の定義》に規定する承認送信事業者をいう。以下8-3-5までにおいて同じ。)の承認を取り消され、かつ、その取消しの日から3年を経過しない者でないことその他免税手続カウンターを設置する承認免税手続事業者として特に不相当と認められる事情がないこと。</u></p> <p><u>(承認送信事業者の承認)</u></p> <p><u>8-2-4 承認送信事業者に係る承認は、次に掲げる要件の全てを満たす事業者(課税事業者に限る。)に与えるものとする。</u></p> <p><u>(1) 現に国税の滞納(その滞納額の徴収が著しく困難であるものに限る。)がないこと。</u></p> <p><u>(2) 購入記録情報を国税庁長官に提供することに関する契約に係る市中輸出物品販売場(令第18条第3項第1号《購入手続》に規定する市中輸出物品販売場をいう。以下8-3-5までにおいて同じ。)を営む事業者(手続委託型輸出物品販売場にあつては、当該手続委託型輸出物品販売場を営む事業者又は当該手続委託型輸出物品販売場に係る承認免税手続事業者)との間において必要な情報を共有するための措置が講じられ、購入記録情報を規則第6条の2第4項《購入記録情報の提供方法》に規定する方法により適切に国税庁長官に提供できること。</u></p> <p><u>(3) 法第8条第8項《輸出物品販売場の許可の取消し》の規定により輸出物品販売場の許可を取り消され、又は令第18条の2第10項《承認免税手続事業者の承認の取消し》若しくは令第18条の4第7項《承認送信事業者の承認の取消し》の規定により承認免税手続事業者若しくは承認送信事業者の承認を取り消され、かつ、その取消しの日から3年を経過しない者でないことその他購入記録情報を提供する承認送信事業者として特に不相当と認められる事情がないこと。</u></p> |

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|--|
| <p>れる事情がないこと。</p> <p>(3) <u>一般型輸出物品販売場に係る法第8条第7項の許可を受けている事業者であること。</u></p> <p>(注) 1 <u>法第8条第9項の規定により輸出物品販売場とみなされる臨時販売場は、その臨時販売場を設置する際の届出書に記載した免税販売手続の区分により免税販売手続を行うこととなる。</u></p> <p>2 <u>法第8条第9項に規定する「販売場」の意義は8-2-1(注)1と同様である。</u></p> <p>3 <u>令第18条の3第1項《承認免税手続事業者》の規定に基づき免税販売手続に係る事務を承認免税手続事業者に委託して行わせる臨時販売場又は令第18条の4第1項《承認送受信事業者》の規定に基づき購入記録情報の提供等に係る事務を承認送受信事業者に委託して行わせる臨時販売場における「免税販売手続及び購入記録情報の提供等に係る事務を的確に遂行するための必要な体制が整備されている」のそれぞれの意義は8-2-1(注)4又は5と同様である。</u></p> <p>4 <u>法第8条第8項第1号又は第2号の規定により輸出物品販売場の許可を取り消され、又は令第18条の5第3項第1号又は第2号の規定により臨時販売場を設置しようとする事業者に係る承認を取り消され、その取消の日から3年を経過した者から同条第1項《臨時販売場を設置しようとする事業者の承認申請手続》の規定による申請書が提出された場合であっても、臨時販売場を設置する事業者として特に不適当と認められる事情がある場合には、承認を与えないことに留意する。</u></p> <p>5 <u>法第8条第8項第3号《輸出物品販売場の許可の取消し》の規定により輸出物品販売場の許可を取り消され、又は令第18条の5第3項第3号《臨時販売場を設置しようとする事業者に係る承認の取消し》の規定により臨時販売場を設置しようとする事業者に係る承認</u></p> | <p><u>(臨時販売場を設置しようとする事業者に係る承認)</u></p> <p><u>8-2-5 臨時販売場（法第8条第9項《臨時販売場設置の届出》に規定する臨時販売場をいう。以下8-2-5及び8-2-9において同じ。）を設置しようとする事業者（輸出物品販売場を経営する事業者に限る。）に係る同条第10項《臨時販売場を設置しようとする事業者に係る承認》の規定に基づく承認は、次に掲げる要件の全てを満たす事業者（自動販売機型輸出物品販売場とみなされる臨時販売場を設置しようとする事業者にあつては、次に掲げる(1)イ及び(2)の要件を満たす事業者）に与えるものとする。</u></p> <p>(1) <u>臨時販売場における免税販売手続に係る事務を的確に遂行するための必要な体制が整備されている事業者として以下の要件を満たす者であること。</u></p> <p>イ <u>臨時販売場において行った免税販売手続について検証を行うための必要な体制が整備されていること。</u></p> <p>ロ <u>手続委託型輸出物品販売場のみを経営する事業者にあつては、臨時販売場において自ら免税販売手続を行うための必要な体制が整備されていること。</u></p> <p>(2) <u>法第8条第8項《輸出物品販売場の許可の取消し》の規定により輸出物品販売場の許可を取り消され、又は令第18条の5第3項《臨時販売場を設置しようとする事業者に係る承認の取消し》の規定により臨時販売場を設置しようとする事業者に係る承認を取り消され、かつ、その取消の日から3年を経過しない者でないことその他臨時販売場を設置する事業者として特に不適当と認められる事情がないこと。</u></p> <p>(3) <u>一般型輸出物品販売場又は手続委託型輸出物品販売場に係る法第8条第7項《輸出物品販売場の定義》の許可を受けている事業者であること。</u></p> |

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p><u>を取り消された者は、その取消しの日から3年を経過しない場合であっても同条第2項《臨時販売場を設置しようとする事業者の承認要件》に定める要件の全てを満たしているときは、同条第1項の規定による申請書を提出することができる。</u></p> <p><u>（輸出物品販売場の許可を取り消すことができる場合）</u></p> <p><u>8-2-5 法第8条第8項《輸出物品販売場の許可の取消し》の規定により輸出物品販売場の許可を取り消すことができる場合の取扱いは、次による。</u></p> <p><u>(1) 「消費税に関する法令の規定に違反した場合」とは、法第6章《罰則》の規定に該当して告発を受けた場合をいう。</u></p> <p><u>(2) 「当該輸出物品販売場において免税対象物品を譲渡する際の手続その他の状況が特に不適当と認められる場合」とは、輸出物品販売場における令第18条第2項各号《購入手続》に基づく免税購入対象者の確認が相当程度十分に行われておらず、その状況が継続している場合や経営者の資力及び信用が薄弱となった場合等、輸出物品販売場としての状況が特に不適当と認められる場合をいう。</u></p> <p><u>(注) 輸出物品販売場の法第8条第1項《輸出物品販売場における輸出免税の特例》の適用に関し期限後申告等（法第59条の2第1項《電磁的記録に記録された事項に関する重加算税の特例》に規定する期限後申告等をいう。以下8-2-8において同じ。）があった場合において、通則法第68条第1項又は第2項《重加算税》の規定に該当し重加算税が課され、輸出物品販売場としての状況が特に不適当と認められるときは、「輸出物品販売場において免税対象物品を譲渡する際の手続その他の状況が特に不適当と認められる場合」に該当するのであるから留意する。</u></p> <p><u>(3) 「購入記録情報に不備又は不実の記録があることその他の事情により…税関長の確認に支障があると認められる場合」とは、例えば、短期間</u></p> | <p><u>(注) 臨時販売場を設置しようとする事業者に係る承認は、当該事業者が経営する輸出物品販売場の許可の区分にかかわらず与えることができるが、手続委託型輸出物品販売場のみを経営する事業者にあつては、上記(1)ロの要件を満たす必要があることに留意する。</u></p> <p><u>なお、法第8条第9項の規定により輸出物品販売場とみなされる臨時販売場は、その臨時販売場を設置する際の届出書に記載した免税販売手続の区分により免税販売手続を行うこととなる。この場合において、手続委託型輸出物品販売場として免税販売手続を行うには、設置する臨時販売場が特定商業施設内にあり（特定商業施設が令第18条の2第5項《商店街の地区等に所在する大規模小売店舗内の販売場に係る特例》に規定する地区等である場合は、同条第4項第1号及び第2号《特定商業施設の定義》に規定する組合員が経営する販売場に限る。）、かつ、8-2-1(2)ハの要件を満たしている必要があることに留意する。</u></p> <p><u>（輸出物品販売場の許可を取り消すことができる場合）</u></p> <p><u>8-2-6 法第8条第8項《輸出物品販売場の許可の取消し》の規定により輸出物品販売場の許可を取り消すことができる場合の取扱いは、次による。</u></p> <p><u>(1) 「消費税に関する法令の規定に違反した場合」とは、法第64条《罰則》の規定に該当して告発を受けた場合をいう。</u></p> <p><u>(2) 「輸出物品販売場として施設その他の状況が特に不適当と認められる場合」とは、免税購入対象者に対する販売場としての施設等が十分なものでなくなった場合、経営者の資力及び信用が薄弱となった場合等、輸出物品販売場としての物的、人的、資金的要素に相当な欠陥が生じた場合をいう。</u></p> |

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|---|
| <p><u>に繰り返し不備若しくは不実の記録がある購入記録情報を送信し若しくは繰り返し購入記録情報を遅滞して送信し又は購入記録情報を遅滞して大量に送信することにより法第8条第1項の税関長の確認に支障を来すと認められる場合又は国税庁及び税関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）と事業者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織の運用に影響を与える若しくはそのおそれがあると認められる場合をいう。</u></p> <p><u>（承認免税事業者の承認を取り消すことができる場合）</u></p> <p><u>8-2-6 令第18条の3第5項《承認免税事業者の承認の取消し》の規定により承認免税事業者の承認を取り消すことができる場合の取扱いは、次による。</u></p> <p><u>(1) 「消費税に関する法令の規定に違反した場合」とは、法第6章《罰則》の規定に該当して告発を受けた場合をいう。</u></p> <p><u>(2) 「免税手続きカウンターにおける免税販売手続の状況が特に不相当と認められる場合」とは、免税手続きカウンターにおける令第18条第2項各号《購入手続》に基づく免税購入対象者の確認が相当程度十分に行われておらず、その状況が継続している場合等、承認免税事業者としての状況が特に不相当と認められる場合をいう。</u></p> <p><u>（注） 承認免税事業者が輸出物品販売場を経営する事業者又は免税購入対象者と通謀し、法第8条第1項《輸出物品販売場における輸出免税の特例》の適用に関し不正の行為を行った場合で免税手続きカウンターにおける免税販売手続の状況が特に不相当と認められるときは、「免税手続きカウンターにおける免税販売手続の状況が特に不相当と認められる場合」に該当するのであるから留意する。</u></p> <p><u>（承認送受信事業者の承認を取り消すことができる場合）</u></p> <p><u>8-2-7 令第18条の4第5項《承認送受信事業者の承認の取消し》の規</u></p> | <p><u>（承認免税事業者の承認を取り消すことができる場合）</u></p> <p><u>8-2-7 令第18条の2第10項《承認免税事業者の承認の取消し》の規定により承認免税事業者の承認を取り消すことができる場合の取扱いは、次による。</u></p> <p><u>(1) 「消費税に関する法令の規定に違反した場合」とは、法第64条《罰則》の規定に該当して告発を受けた場合をいう。</u></p> <p><u>(2) 「免税手続きカウンターにおける免税販売手続その他の状況が特に不相当と認められる場合」とは、免税手続きカウンターの施設等が十分なものでなくなった場合、承認免税事業者の資力及び信用が薄弱となった場合等、承認免税事業者として物的、人的、資金的要素に相当な欠陥が生じた場合をいう。</u></p> <p><u>（承認送信事業者の承認を取り消すことができる場合）</u></p> <p><u>8-2-8 令第18条の4第7項《承認送信事業者の承認の取消し》の規定により承認送信事業者の承認を取り消すことができる場合の取扱いは、次による。</u></p> <p><u>(1) 「消費税に関する法令の規定に違反した場合」とは、法第64条《罰則》の規定に該当して告発を受けた場合をいう。</u></p> <p><u>(2) 「購入記録情報の提供その他の状況が特に不相当と認められる場合」とは、購入記録情報を規則第6条の2第4項《購入記録情報の提供方法》に規定する方法により適切に国税庁長官に提供していないと認められる場合、承認送信事業者の資力及び信用が薄弱となった場合等、承認送信事業者として物的、人的、資金的要素に相当な欠陥が生じた場合をいう。</u></p> <p><u>（臨時販売場を設置しようとする事業者の承認を取り消すことができる場合）</u></p> <p><u>8-2-9 令第18条の5第3項《臨時販売場を設置しようとする事業</u></p> |

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p><u>定により承認送受信事業者の承認を取り消すことができる場合の取扱いは、次による。</u></p> <p>(1) <u>「消費税に関する法令の規定に違反した場合」とは、法第6章《罰則》の規定に該当して告発を受けた場合をいう。</u></p> <p>(2) <u>「購入記録情報の提供等の状況が特に不相当と認められる場合」とは、購入記録情報を規則第6条の4第2項《購入記録情報の提供方法》に規定する方法により適切に国税庁長官に提供していないと認められる場合等、承認送受信事業者としての状況が特に不相当と認められる場合をいう。</u></p> <p><u>(注) 承認送受信事業者が輸出物品販売場を経営する事業者又は免税購入対象者と通謀し、法第8条第1項《輸出物品販売場における輸出免税の特例》の適用につき不正の行為を行った場合で購入記録情報の提供等の状況が特に不相当と認められるときは、「購入記録情報の提供等の状況が特に不相当と認められる場合」に該当するのであるから留意する。</u></p> <p><u>(臨時販売場を設置しようとする事業者の承認を取り消すことができる場合)</u></p> <p>8-2-8 <u>令第18条の5第3項《臨時販売場を設置しようとする事業者に係る承認の取消し》の規定により臨時販売場を設置しようとする事業者の承認を取り消すことができる場合の取扱いは、次による。</u></p> <p>(1) <u>「消費税に関する法令の規定に違反した場合」とは、法第6章《罰則》の規定に該当して告発を受けた場合をいう。</u></p> <p>(2) <u>「臨時販売場における免税販売手続の状況が特に不相当と認められる場合」とは、臨時販売場における令第18条第2項各号《購入手続》に基づく免税購入対象者の確認が相当程度十分に行われておらず、その状況が継続している場合等、臨時販売場を設置しようとする事業者としての状況が特に不相当と認められる場合をいう。</u></p> | <p><u>者に係る承認の取消し》の規定により臨時販売場を設置しようとする事業者の承認を取り消すことができる場合の取扱いは、次による。</u></p> <p>(1) <u>「消費税に関する法令の規定に違反した場合」とは、法第64条《罰則》の規定に該当して告発を受けた場合をいう。</u></p> <p>(2) <u>「臨時販売場における免税販売手続その他の状況が特に不相当と認められる場合」とは、臨時販売場において行った免税販売手続について検証を行うための体制が十分なものでなくなった場合、設置する臨時販売場の場所が不相当と認められる場合及び臨時販売場を設置しようとする事業者の資力及び信用が薄弱となった場合等、臨時販売場を設置しようとする事業者として物的、人的、資金的要素に相当な欠陥が生じた場合をいう。</u></p> <p>第3節 購入記録情報の提供等</p> <p><u>(輸出物品販売場の許可を受けていない販売場に係る購入記録情報の提供方法等の届出書の提出)</u></p> <p>8-3-1 <u>令第18条第7項《購入記録情報の提供》の規定により、購入記録情報を国税庁長官へ提供する場合に市中輸出物品販売場を営業者が、あらかじめ提出すべき規則第6条の2第1項《購入記録情報の提供に係る届出》に規定する届出書は、事業者が新たに輸出物品販売場の許可を受けようとする場合においては、令第18条の2第1項《輸出物品販売場の許可》の規定による申請書の提出に併せて提出できるものとする。</u></p> <p><u>(注) この場合の規則第6条の2第2項《識別符号の通知》に規定する識別符号の通知は、当該販売場に係る輸出物品販売場の許可があった日以後に行われることになる。</u></p> <p><u>(購入記録情報の国税庁長官への提供の時期)</u></p> |

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>(注) 臨時販売場の法第8条第1項《輸出物品販売場における輸出免税の特例》の適用に関し期限後申告等があった場合において、通則法第68条第1項又は第2項《重加算税》の規定に該当し重加算税が課され、臨時販売場における免税販売手続の状況が特に不相当と認められるときは、「臨時販売場における免税販売手続の状況が特に不相当と認められる場合」に該当するのであるから留意する。</p> <p>(3) 「購入記録情報に不備又は不実の記録があることその他の事情により…税関長の確認に支障があると認められる場合」の意義は8-2-5(3)と同様である。</p> <p>第3節 購入記録情報の提供等</p> <p>(購入記録情報の国税庁長官への提供の時期)</p> <p>8-3-1 購入記録情報の国税庁長官への提供は、法第8条第2項《購入記録情報の提供》の規定により、免税販売手続の際、遅滞なく行わなければならない。</p> <p>なお、同条第1項《輸出物品販売場における輸出免税の特例》の税関長の確認は同条第2項の規定により提供された購入記録情報に基づき行うことから、免税購入対象者（輸出物品販売場において同条第1項に規定する政令で定める方法により購入した後に免税購入対象者に該当しないこととなった者を含む。以下8-3-1において同じ。）が当該税関長の確認を受ける時まで購入記録情報が提供されなかった場合には、当該税関長の確認は行わないことに留意する。</p> <p>(注) 購入記録情報の内容に不備又は不実の記載があり、免税購入対象者が法第8条第1項の税関長の確認を受ける時まで正しい内容の購入記録情報の提供がない場合も同様である。</p> <p>(承認免税手続事業者に免税販売手続を委託する場合の購入記録情報の提</p> | <p>8-3-2 購入記録情報の国税庁長官への提供は、令第18条第7項《購入記録情報の提供》の規定により、免税販売手続の際、遅滞なく行わなければならないため、原則として、免税対象物品の譲渡に係る免税販売手続の都度、購入記録情報を国税庁長官に提供しなければならないことに留意する。</p> <p>(手続委託型輸出物品販売場に係る国税庁長官への購入記録情報の提供)</p> <p>8-3-3 手続委託型輸出物品販売場に係る購入記録情報の国税庁長官への提供は、免税販売手続を行う承認免税手続事業者以外の当該手続委託型輸出物品販売場を経営する事業者又は当該事業者若しくは当該承認免税手続事業者から委託を受けた承認送信事業者も行うことが可能であることに留意する。</p> <p>(注) 1 手続委託型輸出物品販売場を経営する事業者は、令第18条第7項《購入記録情報の提供》の規定に基づいて、あらかじめその納税地を所轄する税務署長に購入記録情報の提供方法を届出する必要がある。</p> <p>2 手続委託型輸出物品販売場に係る購入記録情報の提供を承認免税手続事業者が行う場合は、当該承認免税手続事業者は、承認送信事業者に係る承認を受ける必要がある。</p> <p>3 手続委託型輸出物品販売場に係る購入記録情報の提供は、例えば、当該手続委託型輸出物品販売場に係る承認免税手続事業者以外の承認送信事業者に委託することも可能であるが、この場合であっても、原則として、当該承認免税手続事業者が行う免税販売手続の都度、購入記録情報の提供が行われる必要がある。</p> <p>(承認送信事業者から市中輸出物品販売場を経営する事業者への購入記</p> |

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|--|
| <p><u>供等)</u></p> <p><u>8-3-2 令第18条の3第1項《承認免税手続事業者》の規定に基づき免税販売手続に係る事務を承認免税手続事業者に委託して行わせた一般型輸出物品販売場の購入記録情報の提供等に係る事務については、当該一般型輸出物品販売場を経営する事業者又は当該事業者若しくは当該承認免税手続事業者から委託を受けた承認送受信事業者も行うことができることに留意する。</u></p> <p><u>(注) 1 一般型輸出物品販売場の購入記録情報の提供等に係る事務を承認免税手続事業者が行う場合は、当該承認免税手続事業者は、承認送受信事業者に係る承認を受ける必要がある。</u></p> <p><u>2 一般型輸出物品販売場の購入記録情報の提供等に係る事務は、例えば、免税販売手続に係る事務を委託する承認免税手続事業者以外の承認送受信事業者に委託して行わせることもできるが、この場合であっても、8-3-1と同様に、購入記録情報の国税庁長官への提供は、免税販売手続の際、遅滞なく行わなければならない。</u></p> <p><u>(承認送受信事業者から輸出物品販売場を経営する事業者への購入記録情報等の提供)</u></p> <p><u>8-3-3 令第18条の4第9項《購入記録情報又は税関確認情報の提供》の規定に基づき承認送受信事業者が輸出物品販売場を経営する事業者に対して行う購入記録情報又は税関確認情報の提供方法は、例えば、次のような方法がこれに該当するのであるから留意する。</u></p> <p><u>(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの</u></p> <p><u>イ 承認送受信事業者の使用に係る電子計算機と輸出物品販売場を経営する事業者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて提供すべき購入記録情報又は税関確認情報を送信し、当該輸出物品販売場を経営する事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法</u></p> | <p><u>録情報の提供)</u></p> <p><u>8-3-4 令第18条の4第1項後段《電子情報処理組織による購入記録情報の提供の特例》の規定に基づき承認送信事業者が市中輸出物品販売場を経営する事業者に対して行う購入記録情報の提供は、例えば、次のような方法がこれに該当するのであるから留意する。</u></p> <p><u>(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの</u></p> <p><u>イ 承認送信事業者の使用に係る電子計算機と市中輸出物品販売場を経営する事業者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて提供すべき購入記録情報を送信し、当該市中輸出物品販売場を経営する事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法</u></p> <p><u>ロ 当該承認送信事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された当該市中輸出物品販売場に係る購入記録情報を電気通信回線を通じて当該市中輸出物品販売場を経営する事業者の閲覧に供する方法</u></p> <p><u>(2) 光ディスク、磁気ディスクその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに購入記録情報を記録したものを交付する方法</u></p> <p><u>(注) (1)ロに従って当該承認送信事業者が当該市中輸出物品販売場に係る購入記録情報を当該市中輸出物品販売場を経営する事業者の閲覧に供し、かつ、当該承認送信事業者が当該購入記録情報を規則第10条の6第2項《承認送信事業者の購入記録情報の保存方法》の規定に従って保存しているときは、当該閲覧に供している期間に限り、当該市中輸出物品販売場を経営する事業者は、当該承認送信事業者から提供を受けた購入記録情報を規則第7条第2項《輸出物品販売場を経営する事業者の購入記録情報の保存方法》の規定に従って保存しているものとして取り扱う。</u></p> |

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p><u>ロ 当該承認送受信事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された当該輸出品販売場に係る購入記録情報又は税関確認情報を電気通信回線を通じて当該輸出品販売場を経営する事業者の閲覧に供する方法</u></p> <p><u>(2) 光ディスク、磁気ディスクその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに購入記録情報又は税関確認情報を記録したものを交付する方法</u></p> <p><u>(注) 1 (1)ロに従って当該承認送受信事業者が当該輸出品販売場に係る購入記録情報又は税関確認情報を当該輸出品販売場を経営する事業者の閲覧に供し、かつ、当該承認送受信事業者が当該購入記録情報又は税関確認情報を規則第6条の4第5項《輸出物品販売場を経営する事業者の購入記録情報等の保存方法》に定める方法に従って保存しているときは、当該閲覧に供している期間に限り、当該輸出品販売場を経営する事業者は、当該承認送受信事業者から提供を受けた購入記録情報又は税関確認情報を同項の規定に従って保存しているものとして取り扱う。</u></p> <p><u>2 承認送受信事業者は国税庁長官から提供を受けた税関確認情報を輸出品販売場を経営する事業者に遅滞なく提供することに留意する。</u></p> <p><u>(免税対象物品を譲渡した課税期間と税関確認情報の提供を受け保存した課税期間が異なる場合の処理)</u></p> <p><u>8-3-4 法第8条第1項《輸出物品販売場における輸出免税の特例》の規定は、同項の免税対象物品の譲渡をした輸出物品販売場を経営する事業者が購入記録情報及び税関確認情報を保存しなければ適用されないのであるが、当該譲渡の日の属する課税期間（以下8-3-4において「譲渡課税期間」という。）の末日までに税関確認情報の提供がなかった場合であって、当該事業者が当該譲渡につき、譲渡課税期間において同項の適用</u></p> | <p><u>(購入記録情報の提供時における災害その他やむを得ない事情の範囲)</u></p> <p><u>8-3-5 令第18条第9項《災害等の場合の購入記録情報の提供方法》（令第18条の4第3項《承認送信事業者が購入記録情報を提供する場合の準用》の規定において準用する場合を含む。）に規定する「災害その他やむを得ない事情」の意義は、次に掲げるところによる。</u></p> <p><u>(1) 「災害」とは、震災、風水害、雪害、凍害、落雷、雪崩、がけ崩れ、地滑り、火山の噴火等の天災又は火災その他の人為的災害で自己の責任によらないものに基因する災害をいう。</u></p> <p><u>(2) 「やむを得ない事情」とは、(1)に規定する災害に準ずるような状況又は市中輸出品販売場を経営する事業者若しくは承認送信事業者が令第18条第7項《購入記録情報の提供》の規定により行う購入記録情報の国税庁長官への提供を、免税販売手続の際に遅滞なく行うことができなかつたことにつき、これらの事業者（手続委託型輸出品販売場を経営する事業者の場合は、承認免税手続事業者を含む。）の責めに帰することができない状況にある事態をいう。</u></p> <p><u>(注) 令第18条第7項に規定する電子情報処理組織で国税庁が運用するものの使用不能についても、「災害その他やむを得ない事情」に含まれる。</u></p> |

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|---|
| <p><u>がない課税資産の譲渡等として処理するとともに、税関確認情報の提供を受け保存した日の属する課税期間（以下8-3-4において「保存課税期間」という。）において同項の適用がある課税資産の譲渡等とする処理を継続して行っているときは、これを認める。この場合において、譲渡課税期間において同項の規定の適用がないものとした課税資産の譲渡等は、保存課税期間において、次のいずれかの方法により処理するものとする。</u></p> <p><u>(1) 法第38条第1項《売上げに係る対価の返還等をした場合の消費税額の控除》に規定する売上げに係る対価の返還等があったものとして処理する方法</u></p> <p><u>(2) 保存課税期間に国内において行った課税資産の譲渡等の金額から、譲渡課税期間において法第8条第1項の規定の適用がないものとした課税資産の譲渡等の金額を控除する方法</u></p> <p>（災害その他やむを得ない事情の意義）</p> <p>11-2-22 法第30条第7項ただし書《災害その他やむを得ない事情により帳簿等を保存しなかった場合》及び同条第11項ただし書《災害その他やむを得ない事情により本人確認書類を保存しなかった場合》に規定する「災害その他やむを得ない事情」の意義については<u>8-1-7</u>による。</p> | <p>（災害その他やむを得ない事情の意義）</p> <p>11-2-22 法第30条第7項ただし書《災害その他やむを得ない事情により帳簿等を保存しなかった場合》及び同条第11項ただし書《災害その他やむを得ない事情により本人確認書類を保存しなかった場合》に規定する「災害その他やむを得ない事情」の意義については<u>8-1-4</u>による。</p> |